

昭和二十四年法律第七十号

鉱山保安法

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 保安(第五条―第三十二条)
- 第三章 監督等(第三十三条―第五十九条)
- 第四章 罰則(第六十条―第六十三条)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。

2 この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。

3 この法律において「鉱山労働者」とは、鉱山において鉱業に従事する者をいう。

4 第二項ただし書の附属施設の範囲は、経済産業省令で定める。

第三条 この法律において「保安」とは、鉱業に關する次に掲げる事項をいう。

- 一 鉱山における人に対する危害の防止
- 二 鉱物資源の保護
- 三 鉱山の施設の保全
- 四 鉱害の防止

2 前項第一号の鉱山における人に対する危害の防止には、衛生に關する通氣及び災害時における救護を含む。

(処分等の効力)

第四条 この法律(この法律に基づく経済産業省令を含む。以下本条において同じ。)の規定によつてした処分及び鉱業権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 租鉱権の設定又は租鉱区が増加があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱

権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に対しても、その効力を有する。ただし、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第二章 保安

(鉱業権者の義務)

第五条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱山における人に対する危害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災
- 二 ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、塵水及び鉱煙の処理
- 三 機械、器具(衛生用保護具を除く。以下同じ。)及び工作物の使用並びに火薬類その他の材料、動力及び火気の取扱

2 前項に定めるもののほか、鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、衛生に關する通氣の確保及び災害時における救護のために必要な措置を講じなければならない。

第六条 鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災から鉱物資源を保護するために必要な措置を講じなければならない。

第七条 鉱業権者は、鉱山における坑内及び坑外の事業場の区分に応じ、経済産業省令の定めるところにより、機械、器具及び建設物、工作物その他の施設の保全のために必要な措置を講じなければならない。

第八条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、塵水及び鉱煙の処理
- 二 土地の掘削

(鉱山労働者の義務)

第九条 鉱山労働者は、鉱山においては、経済産業省令の定めるところにより、鉱業権者が講ずる措置に応じて、鉱山における人に対する危害の防止及び施設の保全のために必要な事項を守らなければならない。

(保安教育)

第十条 鉱業権者は、鉱山労働者によるその作業を行うに必要なる保安に關する教育を施さなければならない。

2 鉱業権者は、特に危険な作業であつて経済産業省令で定めるものに鉱山労働者を従事させるときは、経済産業省令の定めるところにより、当該作業に關する保安のための教育を施さなければならない。

(機械、器具等に関する制限等)

第十一条 鉱業権者は、機械、器具又は火薬類その他の材料であつて危険性の大きいものとして経済産業省令で定めるものは、経済産業省令で定める技術基準に適合するものでなければ、鉱山の坑内において使用し、又は設置してはならない。

2 経済産業大臣は、鉱山において実地の状況により必要があると認めるときは、特に危険性の大きい機械、器具又は火薬類その他の材料の坑内における使用又は設置を禁止することができる。

(施設の維持)

第十二条 鉱業権者は、保安を確保するため、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

第十三条 鉱業権者は、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設であつて保安の確保上重要なものとして経済産業省令で定めるもの(以下「特定施設」という。)の設置又は変更の工事であつて経済産業省令で定めるものをしようとするときは、経済産業省令の定めるところにより、その工事の計画を産業保安監督部長に届けなければならない。その工事の計画の変更(経済産業省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするとき(第四項の規定による命令があつたときを含む。)も、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、産業保安監督部長は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で

定める技術基準に適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

5 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、産業保安監督部長は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

(鉱業権者による使用前検査)

第十四条 鉱業権者は、前条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置又は変更の工事を完成したときは、経済産業省令の定めるところにより、その使用の開始前に、検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査においては、その特定施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

- 一 その工事が前条第一項の規定による届出を定めた計画(同項後段の経済産業省令で定められた軽微な変更をしたものを含む。)に従つて行われたものであること。
- 二 第十二条の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

(特定施設の使用の開始等)

第十五条 鉱業権者は、第十三条第一項の規定による届出に係る特定施設の使用を開始したとき、又は特定施設を廃止したときは、遅滞なく、経済産業省令の定めるところにより、その旨を産業保安監督部長に届けなければならない。

(鉱業権者による定期検査)

第十六条 鉱業権者は、特定施設であつて保安の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令の定めるところにより、定期に、検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第十七条 鉱業権者は、この法律又はこの法律に基づく経済産業省令により措置を講じなければならぬものとする。捨石又は鉱さいの集積したもの、坑道その他の経済産業省令で定める物件（以下「集積場等」という。）については、これを譲渡し又は放棄した後であつても、その措置を講じなければならない。

第十八条 鉱業権者は、鉱業を開始しようとするときその他経済産業省令で定めるときは、鉱山の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第十九条 前項に定めるもののほか、鉱業権者は、鉱業の実施に際し、必要に応じ、鉱山における保安に関する事項を調査するよう努めなければならない。

第二十条 経済産業大臣は、第十八条の規定による調査の結果に照らして保安規程の内容が保安のため適当でないとき認めるときは、鉱業権者に対し、保安規程の変更を命ずることができる。

第二十一条 鉱業権者及び鉱山労働者は、保安規程を守らなければならない。

第二十二条 鉱業権者は、鉱山において、保安に関する事項を統括管理させるため、保安統括者を選任しなければならない。

第二十三条 産業保安監督部長は、保安のため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、保安統括者又は保安管理者の解任を命ずることができる。

第二十四条 鉱業権者は、保安統括者又は保安管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合にその職務を行わせるため、経済産業省令の定めるところにより、あらかじめ代理者を選任し、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。

第二十五条 鉱山労働者は、保安統括者又は保安管理者がこの法律又はこの法律に基づく経済産業省令の規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

第二十六条 鉱業権者は、保安を確保するため、経済産業省令で定める作業の区分ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者（以下「作業監督者」という。）を選任しなければならない。

第二十七条 鉱山労働者は、その作業に従事している際に、人に対する危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると認めるときは、その判断により、当該危害を避けるため必要な措置（その作業の中止を含む。）をとることができる。

第二十八条 鉱業権者は、この法律に基づく経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、保安統括者又は保安管理者に対し必要な措置をとるべき旨を申し出ることができる。

第二十九条 保安委員会は、保安統括者、保安管理者及び委員をもつて組織し、保安統括者が議長となる。

第三十条 鉱業権者は、この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令の規定による経済産業大臣又は産業保安監督部長の処分があつたときは、遅滞なく、その処分の内容を保安委員会に通知しなければならない。

第三十一条 鉱山労働者は、保安統括者、保安管理者及び保安管理者と保安に関する重要事項について協議し、並びに保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行うため、経済産業省令の定めるところにより、一人又は数人の代表者（以下「鉱山労働者代表」という。）を選任し、鉱業権者を經由して産業保安監督部長に届け出ることができる。

第三十二条 前条第一項の規定により鉱山労働者代表の届出があつた場合には、第十九条第四項中「第二十八条の規定による保安委員会の議に付さなければならない」とあるのは、「第三十一条第一項の規定による届出に係る鉱山労働者代表の意見を聴かなければならない」と、第三十条中「保安委員会」とあるのは、「鉱山労働者代表」と、第四十七条第二項中「保安委員会の委員」とあるのは、「鉱山労働者代表」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

第三十三条 産業保安監督部長は、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条（同法第八十七条において準用する場合を含む。）

第三十四条 前項の規定は、保安統括者又は保安管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合にその職務を行わせるため、経済産業省令の定めるところにより、あらかじめ代理者を選任し、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。

第三十五条 保安委員会は、議長が召集し、その議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数の場合は、議長が決する。

第三十六条 鉱業権者は、この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令の規定による経済産業大臣又は産業保安監督部長の処分があつたときは、遅滞なく、その処分の内容を保安委員会に通知しなければならない。

第三十七条 鉱山労働者は、保安統括者、保安管理者及び保安管理者と保安に関する重要事項について協議し、並びに保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行うため、経済産業省令の定めるところにより、一人又は数人の代表者（以下「鉱山労働者代表」という。）を選任し、鉱業権者を經由して産業保安監督部長に届け出ることができる。

第三十八条 前条第一項の規定により鉱山労働者代表の届出があつた場合には、第十九条第四項中「第二十八条の規定による保安委員会の議に付さなければならない」とあるのは、「第三十一条第一項の規定による届出に係る鉱山労働者代表の意見を聴かなければならない」と、第三十条中「保安委員会」とあるのは、「鉱山労働者代表」と、第四十七条第二項中「保安委員会の委員」とあるのは、「鉱山労働者代表」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

第三十九条 前項の規定は、保安統括者又は保安管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合にその職務を行わせるため、経済産業省令の定めるところにより、あらかじめ代理者を選任し、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。

第四十条 保安委員会は、議長が召集し、その議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数の場合は、議長が決する。

第四十一条 鉱業権者は、この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令の規定による経済産業大臣又は産業保安監督部長の処分があつたときは、遅滞なく、その処分の内容を保安委員会に通知しなければならない。

第四十二条 鉱山労働者は、保安統括者、保安管理者及び保安管理者と保安に関する重要事項について協議し、並びに保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行うため、経済産業省令の定めるところにより、一人又は数人の代表者（以下「鉱山労働者代表」という。）を選任し、鉱業権者を經由して産業保安監督部長に届け出ることができる。

第四十三条 前条第一項の規定により鉱山労働者代表の届出があつた場合には、第十九条第四項中「第二十八条の規定による保安委員会の議に付さなければならない」とあるのは、「第三十一条第一項の規定による届出に係る鉱山労働者代表の意見を聴かなければならない」と、第三十条中「保安委員会」とあるのは、「鉱山労働者代表」と、第四十七条第二項中「保安委員会の委員」とあるのは、「鉱山労働者代表」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

第四十四条 保安統括者は、保安管理者に保安委員会の議長の職務を行わせることができる。

第四十五条 保安委員会の委員は、鉱業権者が、その鉱山の鉱山労働者の中から選任する。

及び第六十三條の二の規定による施業案中保安に関する事項の実施を監督する。

2 産業保安監督部長は、施業案中保安に関する事項について、その変更を命ずることができ

第三十四條 経済産業大臣は、鉱業の実施により、危害若しくは鉱害を生じ、鉱物資源若しくは施設を損じ、又はそのおそれが多いと認める場合において、保安のため必要があるときは、

第三十五條 産業保安監督部長は、鉱業権者がこの法律又はこの法律に基づく経済産業省令に違反したときは、その鉱業権者に対し、一年以内の期間を定めて、その鉱業の停止を命ずることが

第三十六條 産業保安監督部長は、鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火

第三十七條 産業保安監督部長は、鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安

第三十八條 産業保安監督部長は、鉱山（侵掘した場所を含む。）における被災者を救出するため必要があると認めるときは、

第三十九條 鉱業権が消滅した後でも五年間は、産業保安監督部長は、

2 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に係る事項を実施するため必要な範囲内において、

(聴聞の特例) 第四十條 経済産業大臣又は産業保安監督部長は、第三十四條又は第三十五條の規定による命令をしようとするときは、

2 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第四十一條 鉱業権者は、重大な災害として経済産業省令で定めるものが発生したときは、

2 鉱業権者は、前項に定めるもののほか、経済産業省令で定める時期に、

第四十二條 鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、

第四十三條 第八條、第十二條から第十六條まで、第二十六條、第三十三條から第三十六條まで、

第四十四條 鉱業権者は、保安に関する急迫の危険を防ぐため必要があるときは、

2 前項の場合には、

3 第一項の規定により、他人の土地に立ち入り、又はこれを使用しようとする者は、

4 第一項の規定により、他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用した者は、

り、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第四十五條 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第四十六條 経済産業省及び産業保安監督部に鉱務監督官を置く。

第四十七條 経済産業大臣又は産業保安監督部長は、保安の監督上必要があると認めるときは、

2 鉱務監督官その他の職員が前項の規定により立入検査をし、又は質問する場合は、

3 鉱務監督官その他の職員が第一項の規定により立入検査をし、又は質問する場合は、

4 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十八條 鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火気の取扱

2 鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安に関し急迫の危険があるときは、

3 被災者を救出するため緊急の必要があるときは、

4 前三項の規定により鉱務監督官がした命令は、

第五十條 この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令に違反する事実が生じ、

2 鉱業権者は、前項の申告をしたことを理由として、

第五十一條 経済産業省に中央鉱山保安協議会(以下「中央協議会」という。)を、

第五十二條 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、中央協議会の議に付さなければならない。

一 第五條から第九條まで、第十二條若しくは第十九條第一項の経済産業省令、

二 第三十四條の規定による命令をしようとするとき。

第五十三條 中央協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

四 労働災害防止団体系法(昭和三十九年法律第百十八号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)及び

六十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 地方協議会は、保安に関する重要事項について、産業保安監督部長の諮問に応じ調査審議し、必要があると認めるときは、産業保安監督部長に意見を述べることができる。

第五十四条 中央協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者について、各々同数を、経済産業大臣が任命する。

2 地方協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者の中から、産業保安監督部長が任命する。

第五十五条 中央協議会及び地方協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第五十六条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ会長を置き、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第五十七条 この法律に定めるもののほか、中央協議会及び地方協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十条 第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条から第三十八条まで又は第三十九条第一項の規定による命令又は処分を違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条から第八条までの規定による措置を講じなかつた者

二 第九條、第三十條又は第二十六條第一項の規定に違反した者

三 第十三條第四項、第二十条又は第二十三条第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

四 第十九條第一項の規定に違反して保安規程を定めなかつた者

五 第二十四條第一項の規定に違反して同項に規定する代理人を選任しなかつた者

六 第二十七條第三項又は第五十條第二項の規定に違反して解雇その他不利益な取扱いをした者

七 第二十八條の規定に違反して保安委員会を設けなかつた者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項、第十二條、第十三條第二項、第十九條第四項、第三十條又は第四十二条の規定に違反した者

六 第四十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則 抄

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。但し、第一条から第三条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十九条から第五十条まで及び附則第五項から第十項までの規定は、公布の日から施行する。

16 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和二十四年五月二四日法律第一〇三号)

この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。

附則 (昭和二十五年五月二〇日法律第一九三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年二月二〇日法律第二九〇号)

この法律は、新法の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十七年三月三十一日法律第五五号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月四日法律第一〇五号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十七年九月一日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等ならびに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用にのみならず、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができ、この法律の施行の日から起算する期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に
関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和三十九年七月一六日法律第一
七二号)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四二年八月一日法律第一〇
八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年六月一五日法律第九
九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一四日法律第五
二号) 抄

1 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行
する。

附則 (昭和四八年七月二五法律第六
六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一二月二日法律第七
八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九
年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規
定により置かれていた機関等で、この法律の施
行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ
る改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下
「関係政令」という。)の規定により置かれるこ
ととなるものに関し必要となる経過措置その他
この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃
に関し必要となる経過措置は、政令で定めるこ
とができる。

附則 (平成五年一二月二日法律第八
九号) 抄

1 この法律は、行政手続法(平成五年法律
第八十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法に基づき審議会
その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三
条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続
を執るべきことの諮問その他の求めがされた場
合においては、当該諮問その他の求めに係る不
利益処分の手続に関しては、この法律による改
正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前
の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則に關する経過措置

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により
行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処
分に係るものを除く。)又はこれらのための手
続は、この法律による改正後の関係法律の相当
規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に關して必要な経過措
置は、政令で定める。

附則 (平成一〇年四月二四日法律第四
四号) 抄

第一条 この法律は、平成十年七月一日から施行
する。

附則 (平成一二年七月一六日法律第一
〇二号) 抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法
律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か
ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第
三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十
条の規定 公布の日

二 (委員等の任期に關する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において
次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、
委員その他の職員である者(任期の定めのない
者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他
の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に
かわからず、その日に満了する。

一から三十六まで 略

三十七 鉱山保安試験審査会

三十八 中央鉱山保安協議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措
置は、別に法律で定める。

附則 (平成一六年六月九日法律第九
四号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の
規定は公布の日から、附則第四条第一項から第
五項まで及び第九項から第十一項まで、第五

並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から
施行する。

(検定に係る経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による
改正前の鉱山保安法(以下「旧鉱山保安法」と
いう。)第七条第一項の規定による経済産業大
臣が行う検定に合格した機械、器具又は火薬類
その他の材料は、第一条の規定による改正後の
鉱山保安法(以下「新鉱山保安法」という。)
第十一条第一項に規定する経済産業省令で定め
る技術基準に適合するものとみなす。

(工事計画の認可又は届出に係る経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧鉱山保安法第八
条第一項の規定によりされている工事の計画(新
鉱山保安法第十三条第一項の規定により届け出
なければならない工事の計画に該当するものに
限る。)に係る認可の申請であつて、この法律
の施行の際当該申請に係る認可又は不認可の処
分がされていないものは、新鉱山保安法第十三
条第一項の規定によりされた届出とみなす。こ
の場合において、新鉱山保安法第十三条第二項
中「前項の規定による届出」とあるのは「鉱山
保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する
法律(平成十六年法律第九十四号。以下「改正
法」という。)附則第三条第一項の規定により
改正法による改正後の鉱山保安法第十三条第一
項の規定によりされた届出とみなされた改正法
による改正前の鉱山保安法第八條第一項の規定
によりされている認可の申請(以下「旧認可申
請」という。)」と、「その届出」とあるのは
「その旧認可申請」と、同条第三項中「第一項
の規定による届出」とあるのは「旧認可申請
」と、「当該届出」とあるのは「当該旧認可申請
」と、同条第四項中「第一項の規定による届出
」とあるのは「旧認可申請」と、「その届出」と
あるのは「その旧認可申請」と、同条第五項中
「第一項の規定による届出」とあるのは「旧認
可申請」と、「当該届出」とあるのは「当該旧
認可申請」と、新鉱山保安法第十四条第一項中
「前条第一項の規定による届出に係る特定施設
」とあるのは「旧認可申請に係る施設」と、同
条第二項中「特定施設」とあるのは「施設」と、
同項第一号中「前条第一項の規定による届出を
した工事の計画(同項後段の経済産業省令で定
める軽微な変更をしたものを含む。)」とあるの
は「旧認可申請をした工事の計画」と、新鉱山
保安法第十五条中「第十三条第一項の規定によ

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施
行する。ただし、附則第八条から第十九条まで
の規定は、同日から起算して六月を超えない範
囲内において政令で定める日から施行する。

(鉱山保安法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定の施行前に大臣がした改正前
の鉱山保安法(以下「旧鉱山保安法」という。)
第七条第一項の検定に合格したものは、機構が
した改正後の鉱山保安法(以下「新鉱山保安
法」という。)第七条第一項の検定に合格した
ものとみなす。

2 前条の規定の施行の際現に経済産業大臣に対
してされている旧鉱山保安法第七条第一項の検
定の申請は、機構に対してされた新鉱山保安法
第七条第一項の検定の申請とみなす。

罰則に關する経過措置

第二十条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十一条 附則第二条から第七条まで、第九
条、第十一条、第十八条及び前条に定めるもの
のほか、機構の設立に伴い必要となる経過措置その
他この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政
令で定める。

附則 (平成一六年六月九日法律第九
四号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の
規定は公布の日から、附則第四条第一項から第
五項まで及び第九項から第十一項まで、第五

る届出に係る特定施設」とあるのは「旧認可申請に係る施設」とする。

2 この法律の施行前に旧鉱山保安法第八条第一項の規定により認可を受けた工事の計画（新鉱山保安法第十三条第一項の規定により届け出なければならぬ工事の計画に該当するものであつて、この法律の施行の際当該工事の計画に係る施設についてその設置又は変更が完了したときに行う旧鉱山保安法第九条の規定による検査に合格していないものに限る。）は、新鉱山保安法第十三条第一項の規定により届出がされた工事の計画とみなす。この場合において、新鉱山保安法第十三条第二項から第五項までの規定は適用せず、新鉱山保安法第十四条第一項中「前条第一項の規定による届出に係る特定施設」とあるのは「鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により改正法による改正後の鉱山保安法第十三条第一項の規定による届出がされた工事の計画とみなされた改正法による改正前の鉱山保安法第八条第一項の規定による認可を受けた工事の計画（以下「旧認可工事計画」という。）に係る施設」と、同条第二項中「特定施設」とあるのは「施設」と、同項第一号中「前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む）」とあるのは「旧認可工事計画」と、新鉱山保安法第十五条中「第十三条第一項の規定による届出に係る特定施設」とあるのは「旧認可工事計画」とする。

3 この法律の施行前に旧鉱山保安法第八条第二項の規定によりされた工事の計画（新鉱山保安法第十三条第一項の規定により届け出なければならぬ工事の計画に該当するものであつて、この法律の施行の際旧鉱山保安法第八条第四項の規定による届出がされていないものに限る。）に係る届出（次項に規定するものを除く。）は、新鉱山保安法第十三条第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、新鉱山保安法第十三条第二項中「前項の規定による届出」とあるのは「鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第三項の規定により改正法による改正後の鉱山保安法第十三条第一項の規定によりされた届出とみなされた改正法による改正前の鉱山保安

法第八条第二項の規定によりされた届出（以下「旧届出」という。）と、「三十日」とあるのは「十四日」と、同条第三項中「第一項の規定による届出」とあるのは「旧届出」と、同条第四項中「第一項の規定による届出」とあるのは「旧届出」と、同条第五項中「第一項の規定による届出」とあるのは「旧届出」と、新鉱山保安法第十四条第一項中「前条第一項の規定による届出に係る特定施設」とあるのは「旧届出に係る施設」と、同条第二項中「特定施設」とあるのは「施設」と、同項第一号中「前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）」とあるのは「旧届出をした工事の計画」と、新鉱山保安法第十五条中「第十三条第一項の規定による届出に係る特定施設」とあるのは「旧届出に係る施設」とする。

4 この法律の施行前に旧鉱山保安法第八条第二項の規定によりされた工事の計画（新鉱山保安法第十三条第一項の規定により届け出なければならぬ工事の計画に該当するものであつて、この法律の施行の際旧鉱山保安法第八条第四項の規定による届出がされていないものに限る。）に係る届出であつて、この法律の施行の際旧鉱山保安法第八条第三項の規定によりその工事の着手の禁止を命ぜられていたものは、新鉱山保安法第十三条第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、新鉱山保安法第十三条第三項及び第五項の規定は適用せず、同条第二項中「前項の規定による届出」とあるのは「鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第四項の規定により改正法による改正後の鉱山保安法第十三条第一項の規定によりされた届出とみなされた改正法による改正前の鉱山保安法第八条第二項の規定によりされた届出（以下「旧届出」という。）と、「三十日」とあるのは「改正法附則第三条第五項の規定により通知された期間」と、同条第四項中「第一項の規定による届出」とあるのは「旧届出」と、「三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）」とあるのは「改正法附則第三条第五項の規定により通知された期間」と、新鉱山保安法第十四条第一項中「前条第一項の規定による届出に係る特定施設」とあるのは「旧届出に係る施設」と、同条第二項中「特定施設」とあるのは「施設」と、同項第一号中「前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）」とあるのは「旧届出をした工事の計画」と、新鉱山保安法第十五条中「第十三条第一項の規定による届出に係る特定施設」とあるのは「旧届出に係る施設」とする。

5 前項の場合において、産業保安監督部長は、この法律の施行後速やかに、同項の規定により新鉱山保安法第十三条第二項の規定によりされた届出とみなされた旧鉱山保安法第八条第二項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る工事の計画が新鉱山保安法第十二条の経済産業省令で定める技術基準に適合するかどうかについて審査するために要する期間を通知するものとする。

6 第一項ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた鉱業権者及びこの法律の施行の際現に鉱業を営んでいる鉱業権者（同項本文に規定する鉱業権者を除く。）に関する新鉱山保安法第十九条の規定の適用については、同条第一項中「保安規程を定め」とあるのは、「平成十七年九月三十日までに保安規程を定め」とし、同条第三項の規定は適用しない。

7 第二項及び第三項の規定は、前項の保安規程に準用する。

8 第六項に規定する鉱業権者がこの法律の施行前に旧鉱山保安法第十条第四項の規定により認可に係る保安規程は、第六項の規定により保安規程が定められたときは、その効力を失う。

9 第一項本文に規定する鉱業権者が同項の規定により保安規程を定める場合には、旧鉱山保安法第十九条の規定による保安委員会の議に付さなければならぬ。ただし、次項の規定による鉱山労働者代表の届出があつた場合は、この限りでない。

10 第一項本文に規定する鉱業権者に係る鉱山において鉱業に従事する労働者は、この法律の施行前においても、新鉱山保安法第三十一条第一項の規定の例により、鉱山労働者代表を選任し、当該鉱業権者を經由して鉱山保安監督部長に届け出ることができる。この場合において、前項中「旧鉱山保安法第十九条の規定による保安委員会の議に付さなければならぬ」とあるのは、「鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十四号）附則第四条第十項の規定による届出に係る鉱山労働者代表の意見を聴かなければならぬ」と適用する。

11 経済産業大臣は、第二項の規定による調査の結果に照らして第一項の規定により届け出られた保安規程の内容が保安のため適当でないと認めるときは、この法律の施行前においても、鉱業権

程は、この法律の施行の時にその効力を生ずる。

者に対し、当該保安規程の変更を命ずることができる。

(保安統括者等の選任及び届出)

第五條 この法律の公布の際現に鉱業を営んでいる鉱業権者は、この法律の施行前においても、新鉱山保安法第二十二條第一項若しくは第三項、第二十四條第一項又は第二十六條第一項の規定の例により、保安統括者若しくは保安管理者若しくはこれらの者の代理人又は作業監督者をそれぞれ選任することができる。

2 この法律の公布の際現に鉱業を営んでいる鉱業権者は、前項の規定により保安統括者若しくは保安管理者若しくはこれらの者の代理人又は作業監督者を選任したときは、この法律の施行前においても、新鉱山保安法第二十二條第四項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)(第二十四條第一項の規定の例により、新鉱山保安監督部長に届け出ることができ。

3 この法律の施行前に前項の規定によりされた届出は、施行日において新鉱山保安法第二十二條第四項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)(第二十四條第一項の規定によりされた届出とみなす。

(罰則)

第六條 附則第四條第十一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 附則第四條第二項(同條第七項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者
三 附則第四條第九項の規定に違反した者
四 前條第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本項の罰金を科する。

(中央鉱山保安協議会の審議)

第七條 経済産業大臣は、この法律の施行前においても、新鉱山保安法第五十二條第一号に規定する経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、中央鉱山保安協議会の議に付すことができる。

第八條 この法律の施行の際現に旧鉱山保安法第四十三條第一項の規定により任命された委員である者は、施行日に、新鉱山保安法第五十四條第一項の規定により中央鉱山保安協議会の委員として任命されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧鉱山保安法第四十六條第一項の規定により互選された中央鉱山保安協議会の会長である者又は同條第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、施行日に、新鉱山保安法第五十六條第一項の規定により会長として互選され、又は同條第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(処分等に関する経過措置)

第二十六條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)(の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令委任)
第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第二十九條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱山保安法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱山保安法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二三年七月二日法律第八四号)抄
抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十五條の規定は、公布の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)
第二十三條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)(の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後、それぞれ、法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対してされている出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならぬとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならぬとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十四條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)(は、政令で定める。

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七号)抄
抄

一 第七條第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)(並びに附則第二條第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)(、第五條、第六條、第十四條第一項、第三十四條及び第八十七條の規定(公布の日(中央鉱山保安協議会に関する経過措置)

第九條 この法律の施行の際現に従前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会の委員である者は、この法律の施行の日、前條の規定による改正後の鉱山保安法(以下この条において「新鉱山保安法」という。)(第五十四條第一項の規定により経済産業省の中央鉱山保安協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新鉱山保安法第五十五條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日における従前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に前條の規定による改正前の鉱山保安法第五十六條第一項の規定により互選された従前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会の会長である者又は同條第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、新鉱山保安法第五十六條第一項の規定により経済産業省の中央鉱山保安協議会の会長として互選され、又は同條第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第八十六條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)(の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二六年六月一三日法律第六九号)抄
抄

(施行期日)
第一條 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為について不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日